

特定非営利活動法人Sho Seeds 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Sho Seedsという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府木津川市加茂町岡崎出羽58番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、多様な障害を持つ利用者（以下「利用者」という。）に対して、農作業を通じて個々の自己実現と社会参加を促進するために就労支援、相談支援、余暇支援や学習支援等の各種事業を実施することで利用者個人の尊厳を保持しつつ、福祉の向上に寄与することと同時に、農業従事者が増加することにより地域の休耕地の活用や地産地消を促進し持続可能な農業の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関連法に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 若年無業者（障害のある者を含む）就労訓練事業
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関連法に基づく特定相談支援事業

- ④ 若年無業者（障害のある者を含む）相談支援事業
- ⑤ 農作業及び軽作業の請負業
- ⑥ 有料支援サービス事業
- ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- （2）賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金、会費は、返還しない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して2年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下とする。
 - (2) 監事 1人以上2人以下とする。
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任
- (6) 入会金及び会費の額

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 役員解任、職務及び報酬
- (3) 会員の除名
- (4) 資産の管理の方法
- (5) 借入金 その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、

又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により定めた者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	森上 翔太
副理事長	谷口 彰
理事	吉田 克弥
監事	安藤 亮史

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年4月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年2月28日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	0円
正会員年会費	0円
(2) 賛助会員入会金	0円
賛助会員年会費	0円

(法第10条第1項関係)

役員名簿

特定非営利活動法人 Sho Seeds

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	森上 翔太		無
副理事長	谷口 彰		無
理事	吉田 克弥		無
監事	安藤 亮史		無

(法第10条第1項第5号関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

本法人は、農業と福祉の連携を通じて、地域社会に新たな就労の場と生きがいを創出することを目的とする。

代表者は京都府木津川市で九条ねぎを生産する農業法人を運営しており、農作業の一部（皮むき・袋詰め、畑での管理作業等）が障がい者の方々にも継続的に出来ることに着目した。

農業の人手不足と、木津川市における障がい者の就労機会の少なさという二つの課題を同時に解決し、地域に根ざした共生型の就労支援モデルを構築するため、本法人を設立する。

今後は、農作業を通じた訓練と就労支援を行い、誰もが社会の一員として活躍できる地域づくりを目指す。

2 申請に至るまでの経過

2025年9月 特定非営利活動法人設立検討及び準備開始

令和8年2月22日

特定非営利活動法人 Sho Seeds
設立代表者 氏名 森 上 翔 太

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年2月28日まで

特定非営利活動法人 Sho Seeds

1 事業実施の方針

当法人は、就労支援・相談支援・余暇支援・学習支援の4つの支援を主軸として活動を行う。

設立初年度は就労支援に関連する事業を開業し、安定的・継続的に事業を実施してより公益に資するための事業基盤の構築を目標とする。

この目標のため、次の事項を確実に実施する。

1. 設立準備段階より事前協議を進めている作業の受託先、地方公共団体との繋がりを確実なものとし、事業資金の獲得と利用者の受入体制を整備する。
2. 受入体制が整備でき次第、利用者の受入を早急に行う。
3. 現実に事業を実施することにより判明する問題点を精査し解決策を模索する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関連法に基づく障害福祉サービス事業	就労支援に関連する事業として、地方公共団体と連携して主として就労支援B型の事業を行う。定員20名規模で事業所を開設し、初年度は手続や利用者募集等の事情を考慮して10名の利用者を見込む。	(A)設立～ (B)京都府木津川市 (C)4名	(D)木津川市民 又は近隣市 町村の住民 (E)10名	8,860
②若年無業者(障害のある者を含む)就労訓練事業	就労支援に関連する事業として、農業を中心とした産業の中の比較的軽微な作業を受託し、①の事業の対象に含まれない利用者に対して就労の場を提供し、事業を行う。	(A)設立～ (B)京都府木津川市 (C)3名	(D)木津川市民 又は近隣市 町村の住民 (E)7名	5,076
③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関連法に基	相談支援に関連する事業として、利用者に対して福祉制度の情報提供、生活上の課題解決の助言、関係機関との連絡調整などを行う。	(A)設立～ (B)京都府木津川市 (C)1名	(D)木津川市民 又は近隣市 町村の住民 (E)10名	1,035

づく特定相談支援事業				
④若年無業者（障害者のある者を含む）相談支援事業	相談支援・余暇支援・学習支援に関連する事業として、③の事業の対象に含まれない利用者に対して各種情報提供や助言を行う。本年は就労支援に関連する事業を通して利用者との信頼関係を築くことを優先するため、原則として実施しない予定であるが、状況に応じて実施する。			
⑤農作業及び軽作業の請負業	特定非営利活動に係る事業のうち、就労支援に関連する事業を実施するにあたり、利用者に対して就労の場を提供するために必要な農作業を受託する。また、農作業をを通じて農業従事者の増加を図ることで耕作放棄地の活用や地産地消の促進をする。	(A) 設立～ (B) 京都府木津川市 (C) 3名	(D) 木津川市民 又は近隣市 町村の住民 (E) 10名	1,365
⑥有料支援サービス事業	特定非営利活動に係る事業のうち、主に相談支援・余暇支援に関連する事業から派生する①～⑤の事業に該当しない支援サービスを提供する。 本事業年度は実施予定なし。			
⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業	本事業年度は実施予定なし。			

令和9年度の事業計画書

令和9年3月1日から令和10年2月29日まで

特定非営利活動法人 Sho Seeds

1 事業実施の方針

当法人は、就労支援・相談支援・余暇支援・学習支援の4つの支援を主軸として活動を行う。

令和9年度は初年度に判明した問題点を解決し、事業基盤をより強固なものとし、より多くの利用者の受入を行うと同時に、就労支援以外の各種支援に関する事業の開業準備を進める。利用希望者の数、軽作業の需要状況に応じて新たな作業の委託者の獲得も視野に入れる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関連法に基づく障害福祉サービス事業	就労支援に関連する事業として、地方公共団体と連携して主として就労支援B型の事業を行う。定員20名の規模を維持しながら、利用者の増加を見込む。	(A) 設立～ (B) 京都府木津川市 (C) 4名	(D) 木津川市民 又は近隣市 町村の住民 (E) 16名	20,800
② 若年無業者(障害のある者を含む)就労訓練事業	就労支援に関連する事業として、農業を中心とした産業の中の比較的軽微な作業を受託し、①の事業の対象に含まれない利用者に対して就労の場を提供し、事業を行う。	(A) 設立～ (B) 京都府木津川市 (C) 3名	(D) 木津川市民 又は近隣市 町村の住民 (E) 15名	6,724
③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関連法に基づく特定相談支援事業	相談支援に関連する事業として、利用者に対して福祉制度の情報提供、生活上の課題解決の助言、関係機関との連絡調整などを行う。	(A) 設立～ (B) 京都府木津川市 (C) 1名	(D) 木津川市民 又は近隣市 町村の住民 (E) 16名	1,380

④若年無業者 (障害者のあ る者を含む) 相 談支援事業	相談支援・余暇支援・学習支援に 関連する事業として、③の事業の 対象に含まれない利用者に対し て各種情報提供や助言を行う。 本年においても就労支援事業を 通して利用者との信頼関係を築 くことを優先するため、原則とし て実施しない予定であるが、状況 に応じて実施する。			
⑤農作業及び 軽作業の請負 業	特定非営利活動に係る事業のう ち、就労支援に関連する事業を実 施するにあたり、利用者に対して 就労の場を提供するために必要 な農作業を受託する。 また、農作業を受託することによ り地域農業の活性化を促し、耕作 放棄地の活用や地産地消の促進 に寄与する。	(A) 設立～ (B) 京都府木津川市 (C) 3名	(D) 木津川市民 又は近隣市 町村の住民 (E) 16名	1,814
⑥有料支援サ ービス事業	特定非営利活動に係る事業のう ち、主に相談支援・余暇支援に関 連する事業から派生する①～⑤ の事業に該当しない支援サービ スを提供する。 本事業年度の積極的な実施予定 はないが、利用者の希望がある場 合には対応を行う。			
⑦その他この 法人の目的を 達成するた めに必要な事業	本事業年度は実施予定なし。			

設立当初の事業年度 活動予算書

特定非営利活動法人 Sh o S e e d s
法人成立の日から令和9年2月28日まで (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 事業収益		
障害者の日常生活を総合的に支援するための法律及び関連法に基づく障害福祉サービス事業収益	10,692,000	
若年無業者(障害のある者を含む)就労訓練事業収益	4,840,000	
障害者の日常生活を総合的に支援するための法律及び関連法に基づく特定相談支援事業収益	0	
若年無業者(障害のある者を含む)相談支援事業収益	0	
農作業及び軽作業の請負業収益	1,480,000	
有料支援サービス事業収益	0	
経常収益計		17,012,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
職員給与	9,000,000	
法定福利費	1,350,000	
人件費計	10,350,000	
(2) その他経費		
利用者工賃	2,700,000	
水道光熱費	540,000	
車両関連費	270,000	
消耗品費	288,000	
賃借料	1,350,000	
支払保険料	220,000	
旅費交通費	360,000	
研修費	150,000	
雑費	108,000	
その他経費計	5,986,000	
事業費計		16,336,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
水道光熱費	45,000	
消耗品費	45,000	
租税公課	50,000	
通信費	90,000	
支払手数料	300,000	
雑費	30,000	
その他経費計	560,000	
管理費計		560,000
経常費用計		16,896,000
当期経常増減額		116,000
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		116,000
法人税、住民税及び事業税		116,000
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

令和9年度活動予算書

特定非営利活動法人 Sho Seeds
 令和9年3月1日から令和10年2月29日まで
 (単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 事業収益			
障害者の日常生活を総合的に支援するための法律及び関連法に基づく障害福祉サービス事業収益	22,809,600		
若年無業者(障害のある者を含む)就労訓練事業収益	6,750,000		
障害者の日常生活を総合的に支援するための法律及び関連法に基づく特定相談支援事業収益	0		
若年無業者(障害のある者を含む)相談支援事業収益	0		
農作業及び軽作業の請負業収益	1,900,000		
有料支援サービス事業収益		31,459,600	
経常収益計			31,459,600
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
職員給与	18,000,000		
法定福利費	2,700,000		
人件費計	20,700,000		
(2) その他経費			
利用者工賃	5,760,000		
水道光熱費	720,000		
車両関連費	360,000		
消耗品費	384,000		
賃借料	1,800,000		
支払保険料	220,000		
旅費交通費	480,000		
研修費	150,000		
雑費	144,000		
その他経費計	10,018,000		
事業費計		30,718,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
水道光熱費	60,000		
消耗品費	60,000		
租税公課	50,000		
通信費	120,000		
支払手数料	300,000		
雑費	30,000		
その他経費計	620,000		
管理費計		620,000	
経常費用計			31,338,000
当期経常増減額			121,600
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			121,600
法人税、住民税及び事業税			121,600
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0